

東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業

消費税の取扱いその他に関する入札説明書等の訂正表

平成15年 6月16日

入札説明書

頁	条項	訂正前	訂正後
17	22(1)1)	施設整備費相当について、大学は供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を年2回の割賦方式により24回に分けて均等に支払う。	施設整備費相当について、大学は供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を年2回の割賦方式により24回に分けて支払う。なお、施設整備費相当と施設費相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は均等とする。

入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等

頁	条項	訂正前	訂正後
3	2(1)1)	施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利からなるものとする。 施設整備費相当は、完全に平準化され、毎支払時、同額が支払われるものとする。 割賦金利の算定にあたっては、元利均等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。	施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利からなるものとする。 割賦金利の算定にあたっては、元利均等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。
4	2(2)1)ア	施設整備費相当の支払方法 大学は2(1)で算出された施設整備費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成18年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全24回に分けて支払うものとする。なお、各回の支払額は均等とする。	施設整備費相当及び施設費相当に係る消費税等の支払方法 大学は2(1)で算出された施設整備費相当及び施設費相当に係る消費税等の総額について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成18年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全24回に分けて支払うものとする。なお、施設整備費相当と施設費相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は均等とする。
4	2(2)1)イ	維持管理費相当の支払方法 大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求要件が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費相当について、維持管理業務の開始後から事業期間終了までの間に、平成18年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全24回に分けて支払うものとする。なお、各回の支払額は均等とする。	維持管理費相当及び維持管理費相当に係る消費税等の支払方法 大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求要件が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費相当及び維持管理費相当に係る消費税等の総額について、維持管理業務の開始後から事業期間終了までの間に、平成18年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全24回に分けて支払うものとする。なお、維持管理費相当と維持管理費相当に係る消費税等の総額の各回の支払額は原則として均等とする。ただし、2)イの規定に従い維持管理費相当の減額措置が取られた場合には、維持管理費相当に係る消費税等相当額から、維持管理費相当の減額措置の100分の5に相当する金額を減額する。
4	2(2)1)ウ	-	この項を全て削除

頁	条項	訂正前	訂正後
5	2(2)2 サービス購入費の構成イメージ図	維持管理費相当（定額） 施設整備費相当（定額）	維持管理費相当 + 維持管理費相当に係る消費税等 = （定額） 施設整備費相当 + 施設費相当に係る消費税等 = （定額）
6	2(3)2イ及び	第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合の改定 第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合、第3回（平成19年10月）以降の支払額に関しては、（略）... 第1回及び第2回の支払額が改定された場合の改定 第1回及び第2回の支払額が改定された場合、第3回（平成19年10月）以降の支払額に関しては、（略）...	過去に支払額が改定されていない場合の改定 過去に支払額が改定されていない場合、第3回（平成19年10月）以降の支払額に関しては、（略）... 過去に支払額が改定された場合の改定 過去に支払額が改定された場合、第3回（平成19年10月）以降の支払額に関しては、（略）...
7	2(3)2改定率及び支払額の算出方法	2 第3回以降の支払額の改定 (1) 第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合の改定（略）... (2) 第1回及び第2回の支払額が改定された場合の改定（略）...	2 第3回以降の支払額の改定 (1) 過去に支払額が改定されていない場合の改定（略）... (2) 過去に支払額が改定された場合の改定（略）...

様式集

頁	条項	訂正前	訂正後
70	第3回		

& 入魂 s ネテ規笈魚

頁	条項	訂正前	訂正後
48	別紙11,3(4)	モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、事業者に減額ポイントを通知する。サービス購入費の支払いに際しては、6か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表にしたがって維持管理業務にかかる対象業務のサービス購入費の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額を事業者に通知する。(減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに行う。)	モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、事業者に減額ポイントを通知する。サービス購入費の支払いに際しては、6か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表にしたがって維持管理業務にかかる対象業務のサービス購入費の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額を事業者に通知する。(減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに行う。)なお、当該6か月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、当該期間の減額措置の有無に関わらず、次の期に持ち越して減額ポイントの積算を行わないものとする。
49	別紙11 <モニタリング及びサービス購入費の減額の流れ>	-	別紙4と差し替え
51	別紙13 サービス購入費の支払額の改定について	1)第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合の改定 第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合、第3回(平成19年10月)以降の支払額に関しては、(略).. 2)第1回及び第2回の支払額が改定された場合の改定 第1回及び第2回の支払額が改定された場合、第3回(平成19年10月)以降の支払額に関しては、(略)...	1)過去に支払額が改定されていない場合の改定 過去に支払額が改定されていない場合、第3回(平成19年10月)以降の支払額に関しては、(略).. 2)過去に支払額が改定された場合の改定 過去に支払額が改定された場合、第3回(平成19年10月)以降の支払額に関しては、(略)...
52	別紙13 サービス購入費の支払額の改定について	2改定率及び支払額の算出方法(2)第3回以降の支払額の改定 1)第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合の改定(略).. 2)第1回及び第2回の支払額が改定された場合の改定(略)...	2改定率及び支払額の算出方法(2)第3回以降の支払額の改定 1)過去に支払額が改定されていない場合の改定(略).. 2)過去に支払額が改定された場合の改定(略)...

注意:今までの質問に対する回答や訂正表で、今回の訂正と重複する箇所は、本訂正表を正としてください。

長期事業収支計画表 ( その 1 )

損益計算書		( 単位は千円 )						
項目	年度	H15	H16	H17	H18	H19	~ H29	H30 施設整備費相当
		-	-	-				
	建物保守管理業務							~
	設備保守管理業務							~
	外構維持管理業務							~
	清掃業務							~
	保安警備業務							~
	植栽維持管理業務							~
	一般管理費							~
							~	
							~	
							~	
							~	
	営業外損益							~
	営業外収入							~
	営業外収入							~
							~	
	営業外費用							~
	支払利息							~
							~	
	経常損益							~
	特別損益							~
	特別利益							~
	特別損失							~
	税引前当期利益							~
	法人税等							~

長期事業収支計画表(その2)

資金収支計算書

(単位は千円)

項目	年度	H15	H16	H17	H18	H19	~	H29	H30	合計
資金調達							~			
出資金							~			
借入金							~			
税引後当期利益							~			
割賦売掛金取り崩し							~			
減価償却費							~			
その他							~			
							~			
資金需要							~			
投資							~			
本事業に係る投資							~			
							~			
税引後当期期末残高										~

D S C R							~			
L L C R							~			
資本の部										(単位は千円)
資本の部計							~			
資本金							~			
法定準備金							~			
剰余金							~			
消費税処理										(単位は千円)
消費税納付額・還付額計							~			

D D D D 施設費相当

割賦金利	-	-	-				~			E
維持管理費相当	-	-	-				~			C
消費税	-	-	-				~			
施設費相当に対する消費税等	-	-	-				~			
維持管理費相当に対する消費税等	-	-	-				~			

## 「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項

## &lt; 様式 5 5 &gt; 資金調達計画等

## (事業費の調達)

- 1 出資者および資金調達先(金融機関等)ごとの内訳がわかるように記入し、現在検討している資金調達先(金融機関等(社債においては受託会社等を含む))の名称、社債内容等を記入してください。
- 2 金融機関等の名称は、同意書または関心表明書等を提出した者を必ず含み、これ以外の金融機関等の名称については、提案書の提出時点で決定または想定しているものについて可能な限り記入してください。

## (外部借入等)

- 3 金融機関等が同一であっても、借入条件が異なる場合には区分して記入してください。備考欄には、担保設定に関する条件や調達した資金の用途などを記入してください。
- 4 資金調達先の金融機関等から同意書または関心表明書等を取得している場合、その写しを<様式 6 2>に添付してください。

## &lt; 様式 5 6 - 1 ~ 2 &gt; 長期事業収支計画表(その1)(その2)

## (共通事項)

- 1 単位は、千円としてください。
- 2 各年度は4月から翌3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。(ただし、<様式 5 6 - 2>については、消費税関係を記載する箇所がありますので注意してください。)
- 3 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、そのデータ(計算式を含む)が保存されている3.5インチフロッピーディスクも提出してください。

## (損益計算書)

- 4 平成18年度の支払いは10月(平成18年度の上半期分)の1回、平成19年度~平成29年度の支払いは4月(平成18年度~平成28年度の各年度の下半期分)と10月(平成19年度~平成29年度の各年度の上半期分)の各2回、平成30年度の支払いは4月(平成29年度の下半期分)の1回となりますので注意してください。  
( 予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。)

## (資金収支計算書)

- 5 「消費税処理」には、事業者(特別目的会社)の消費税の処理について記載してください。作成に当たっては、「大学の支出額計」「施設整備費相当と施設整備相当に係る消費税等の合計」「維持管理費相当と維持管理費相当に係る消費税等の合計」の各回ごとの支払金額は、完全に平準化して同額とすることに留意してください。また、処理後の資金過不足、期末累計資金残高についても記載してください。

## (大学の支出額)

- 6 「大学の支出額」の各項目のうち「大学の支出額計」「施設整備費相当と施設整備相当に係る消費税等の合計(合計を記載する欄はありませんがチェックをしてください。)」 「維持管理費相当と維持管理費相当に係る消費税等の合計(合計を記載する欄はありませんがチェックをしてください。)」の各回ごとの支払金額は、完全に平準化して同額としてください。平成18年度の支払いは10月(平成18年度の上半期分)の1回、平成19年度~平成29年度の支払いは4月(平成18年度~平成28年度の各年度の下半期分)と10月(平成19年度~平成29年度の各年度の上半期分)の各2回、平成30年度の支払いは4月(平成29年度の下半期分)の1回となりますので注意してください。  
( 予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次での記入としていますので注意してください。)
- 7 「消費税」「施設費相当に対する消費税等」「維持管理費相当に対する消費税等」の算出に使用する消費税率は5%とします。

< 様式 5 7 > 入札金額内訳書（施設整備費相当の内訳書）

- 1 各項目の単位は、円としてください。
- 2 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。
- 3 大学への所有権移転に伴う費用のうち、不動産取得税については非課税扱いとしてください。ただし、入

< モニタリング及びサービス購入費の減額の流れ >

